

[事案 27-106] 入院給付金支払請求

・平成 28 年 3 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

罹患した疾病が「悪性新生物」に該当しないとされたことを不服とし、「がん特約」からの入院給付金・手術給付金の支払いおよび保険料払込免除特約の払込免除への該当を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 5 月に契約した 5 年ごと配当付医療保険を契約について、以下の理由により、入院給付金・手術給付金を支払い、保険料払込免除特約についても該当としてほしい。

- (1) 病院で「C I N 3」と診断され、平成 26 年 11 月に同病院に入院して手術を受けたので、「がん特約」にもとづき入院給付金・手術給付金の支払いと、保険料払込免除特約にもとづき保険料払込免除の適用を求めたが、保険会社は、約款所定の「悪性新生物」に該当しないとして請求に応じなかった。
- (2) 「C I N 3」については、「上皮内癌」であることから、「がん特約」からの入院給付金および手術給付金を支払い、また保険料払込免除特約についても該当としてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 「C I N 3」については、上皮内癌組織が含まれているか否かによって、「がん特約」の支払対象に該当するか、否かを判断としている。
- (2) 医療機関への事実確認において「上皮内癌組織は含まない」との回答であったことから、申立人加入の保険約款にもとづいて「がん特約」の支払事由および「保険料払込免除特約」の保険料払込免除事由のいずれにも該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、第三者の専門医の意見を審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件入院手術の対象となった申立人の疾病が約款が定義する悪性新生物に該当すると認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。